

## 年金加入の手続きはお済みですか？

60歳未満の人で、自身や配偶者(夫または妻)が会社を退職した時には国民年金加入の届出が必要です。国民年金への加入の届出を忘れると年金を受けられなくなったり、将来受給できる年金額が少なくなる場合がありますので必ず届出をしてください。

こんなとき	どうする	届出先
会社を退職したとき	国民年金加入の届出をする (扶養されている配偶者も同様)	役場 住民環境課
配偶者の扶養からはずれたとき	国民年金加入の届出をする	役場 住民環境課
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	配偶者に扶養される届出をする	配偶者の勤務先
扶養されている配偶者が会社を変わったとき		配偶者の新しい勤務先
海外に居住するとき	任意加入の届出をする	国内に協力者がいる→役場 住民環境課 国内に協力者がいない→大垣年金事務所
	国民年金をやめる届出をする	役場 住民環境課
海外から転入したとき (厚生・共済年金加入者を除く)	国民年金加入の届出をする	役場 住民環境課 (配偶者に扶養される場合は配偶者の勤務先)

役場での届出では年金手帳、年金・健康保険資格喪失証明書または離職票、印鑑が必要です。不明な点があれば、事前に届出先に確認してください。

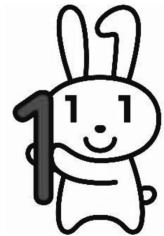
年金と健康保険は別の制度になります。60歳未満の人であれば会社の健康保険を任意継続する場合でも国民年金の届出は必要になります。

☎ 住民環境課 32-1104  
大垣年金事務所 78-5166

## 個人番号カード(マイナンバーカード)をつくりませんか

個人番号カード(マイナンバーカード)の申請、受取、電子証明書の発行・更新手続きなどの専用窓口を開設しています。専用窓口は予約制になりますので、手続きを希望される人は、注意事項をご確認のうえ、事前予約をお願いします。

- 予約受付窓口 住民環境課 ☎32-1104
- 予約受付時間 月～金曜日(祝日は除く) 8時30分～17時15分
- 専用窓口開設時間 月～金曜日(祝日は除く) 8時30分～17時15分(受付は17時まで)  
第2・第4 土・日曜日 8時30分～12時  
※システムのメンテナンスなどで日時が変更になる場合があります。  
町のホームページをご確認ください。



### 【注意事項】

- ・必ずご本人が窓口にお越しください。
- ・手続きの際に、暗証番号を用紙に記入していただきます。事前に暗証番号(英数字6桁以上16桁以内および数字4桁)を決めておいてください。

今月の休日窓口は、6月12日(土)・13日(日)  
26日(土)・27日(日)です

次回の窓口開設日は、7月10日(土)・11日(日)を予定しています。

☎ 住民環境課 32-1104

## 税証明書の自動交付を一時休止します

システム入替工事のため、次の期間中は証明書自動交付機による税証明書の交付ができません。

休止期間 6月1日(火)～7月31日(土)

この期間は自動交付機による税証明書の取得はできません。平日に税務課窓口にて取得してください。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

☎ 税務課 32-1103